

企業による保育施設設置支援セミナー

東京都による助成金等の 支援事業について

令和2年4月27日

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課

1. 企業主導型保育施設設置促進助成金

(1) 事業概要

国(内閣府)の企業主導型保育事業により保育施設の整備に取り組む事業者に対し、その開設にあたり必要となる備品等の購入経費を東京都(事務処理:(公財)東京しごと財団)が助成する制度



(2) 助成対象となる事業者について

国(内閣府)が実施する①企業主導型保育事業(整備費)の助成決定または企業主導型保育事業(運営費(※改修支援加算を含むものに限る))の内示を受け、②都内に企業主導型保育施設を設置する事業者※

※事業所の所在地は都内外を問いません(その他要件はHP参照ください)

(3) 助成対象経費について①

1 保育事業を運営するにあたり、開設時に必要となる備品の整備に係る

①備品購入費 ②備品の設置やデザイン、輸送に係る経費

助成対象①



備品の例

- ・ 事故防止に資する備品

安全柵、室内用安全マット 等

- ・ 保育室等において使用する室内遊具

すべり台、クッション遊具、玩具 等

- ・ その他保育活動に必要な備品

什器類（テーブル、イス、ベビーベッド）、
厨房用品類（調理器具、冷蔵庫） 等

(3) 助成対象経費について②

2 開設時の保育業務支援システムの導入に係る

- ①初期費用 ②必要な機器の購入費用 ③設置や輸送に係る経費

助成対象②



保育業務支援システムとは

日々の事務作業や書類整理、保護者への連絡等、保育士の事務負担を軽減し、保育の質の向上を手助けするものです。

(※対象となるシステムには要件があります。
詳細はHPでご確認ください)

(4) 助成対象外経費について

助成対象外

- ・ 助成決定前に助成対象物品を発注・購入している場合
- ・ 他団体等から助成・補助等を受けている経費
- ・ 企業主導型保育事業の助成決定を受けている（予定も含む）経費
- ・ 現金、銀行振込以外の方法で支払われた場合（クレジットカード等）
- ・ 単価10,000円未満（税抜き価格）のもの
- ・ 消耗品、衛生用品（おむつなど）
- ・ 屋外遊具（プール等屋外で使用する遊具）
- ・ 間接経費（税金、振込手数料等）
- ・ 助成対象のものと対象外のものが混合して支払われており区別しづらい経費
例）購入物品と混合して配送費が支払われ、区別できない場合 等
- ・ 購入時にポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分
注）ポイントを取得した場合は、助成額から減額いたします
- ・ 保育業務支援システムの月額使用料 例）保守料、機器リース料 等
- ・ その他、社会通念上、助成が適当でないと（公財）東京しごと財団理事長が判断したもの



(5) 助成限度額・助成率について

◎ 令和3年3月31日までに支給決定した事業について、下表の助成限度額及び助成率で支給

設置する保育施設の定員数	通常の助成限度額	多摩産材製備品購入による上乗せ限度額	保育業務支援システム導入上乗せ限度額	助成率
20名以下	75万円	25万円	75万円	3/4
21～30名	90万円	27万円	90万円	
31～40名	100万円	30万円	110万円	
41～70名	145万円	43万円	130万円	
71名以上	172.5万円	52.5万円	150万円	

**最大
375万円**

<助成限度額と助成率について>

※助成は1施設につき、1回限り

※算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨て

(6) 多摩産材製の備品とは？

多摩産材製の製品とは、多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材のうち、**多摩産材認証協議会**によって**産地証明された「認証材」**を使用して製作された備品をいう。



多摩産材製の備品の例

多摩産材製備品の購入による上乗せ助成金の実績報告には、**証明書類の写し**が必要(購入した工務店等から取得してください)。

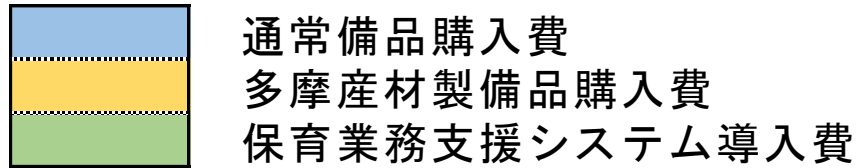
この材は、多摩産材（東京の木）であることを証明する。

多摩産材認証協議会

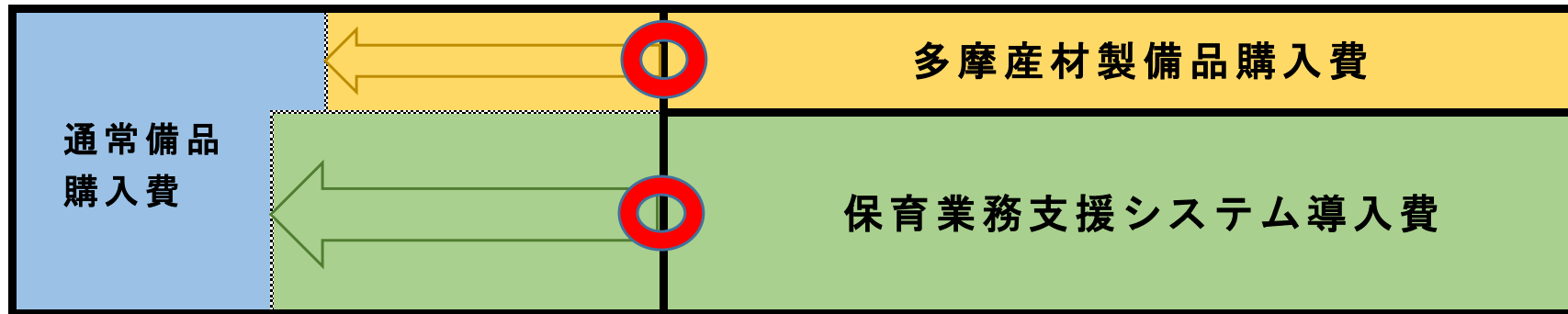
登録番号 ●●●
製材業者名 ●●●製材所

多摩産材証明印

(7) 購入パターンについて①

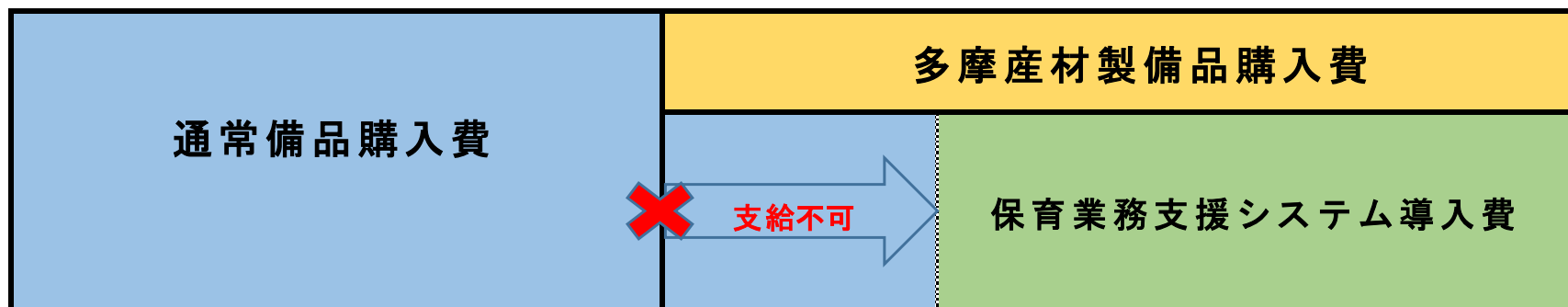


パターン1



▲多摩産材製備品購入費・保育業務支援システム導入費は、各限度額を超えて通常備品購入費としても利用できます。

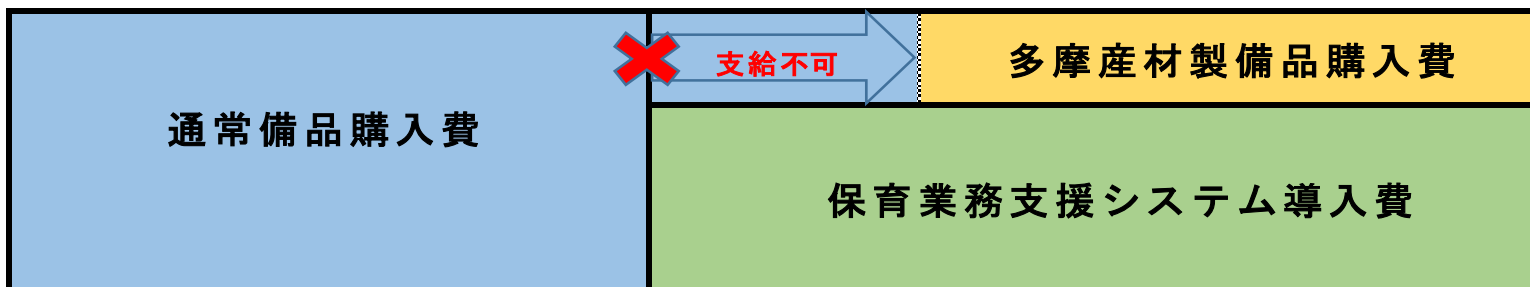
パターン2



▲通常備品購入費については、助成限度額を超えた額は支給できません。

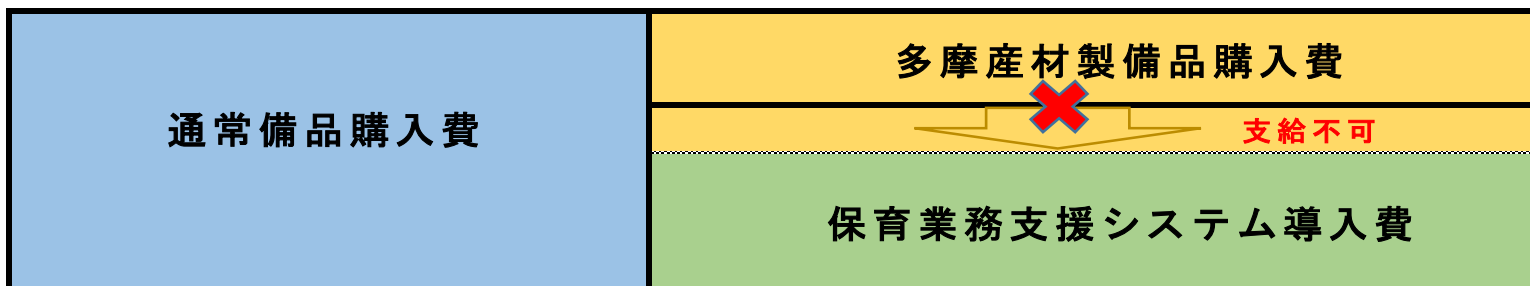
(7) 購入パターンについて②

パターン3



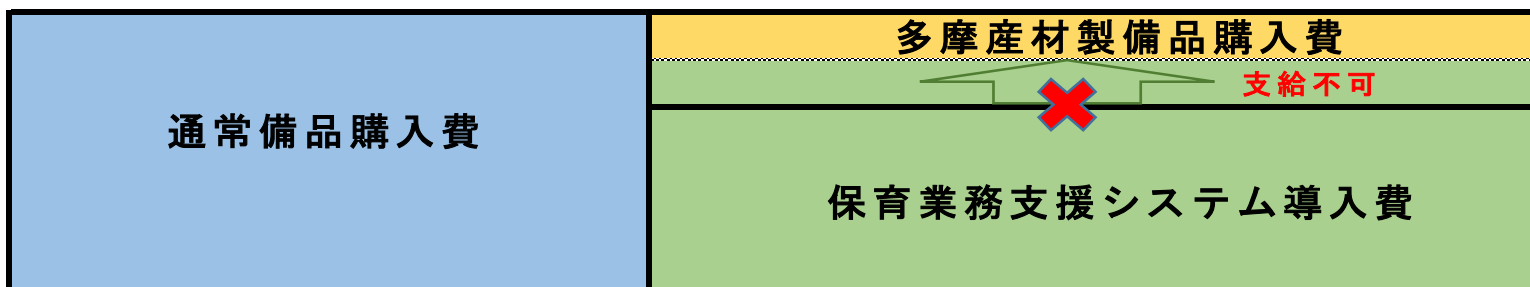
▲通常備品購入費については、助成限度額を超えた額は支給できません。

パターン4



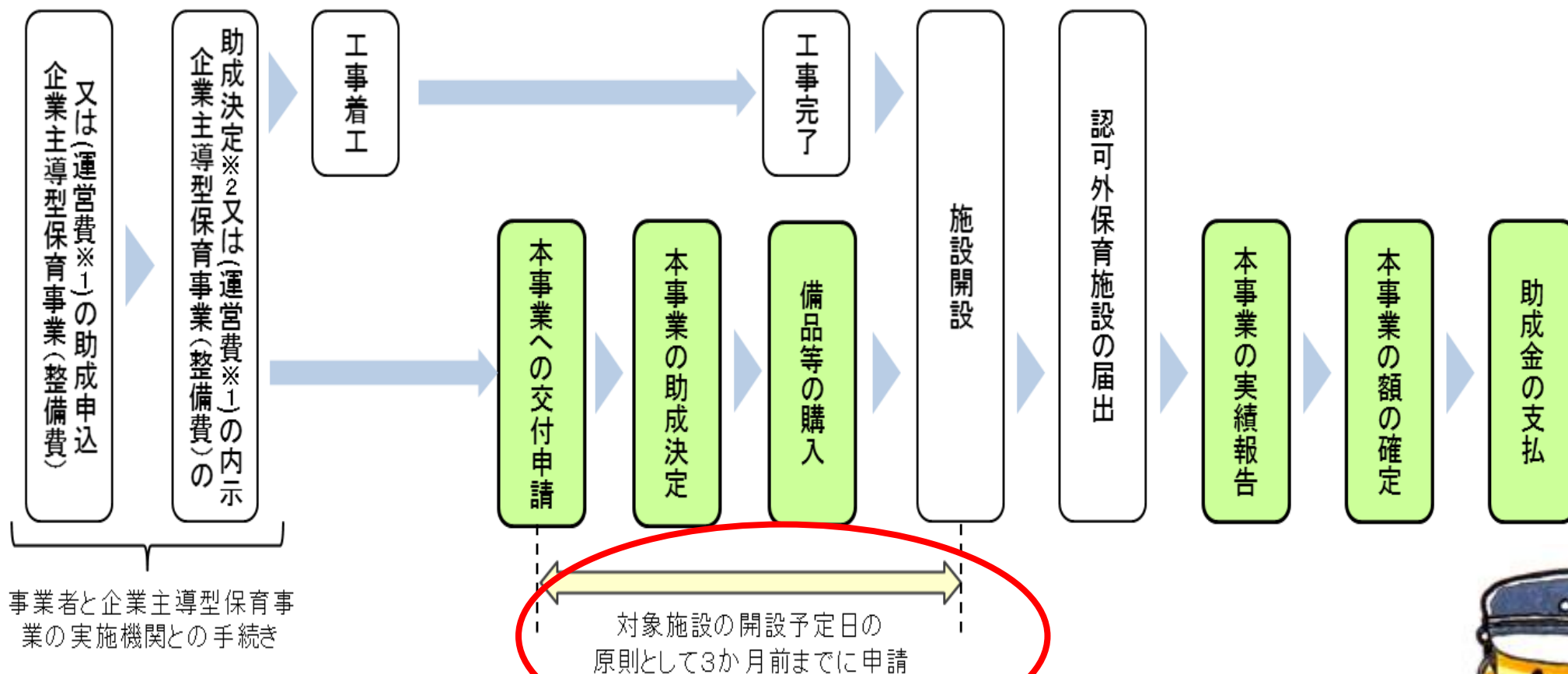
▲多摩産材製備品購入費は、保育業務支援システム導入費として利用はできません。

パターン5



▲保育業務支援システム導入費は、多摩産材製備品購入費として利用はできません。

(8) 助成金申請の流れについて



※1 改修支援加算を含むものに限りです

※2 実施機関から内示を受けている場合は、助成決定通知受領後速やかに届け出ることを条件として、交付申請することができます



(9) 申請受付期間について

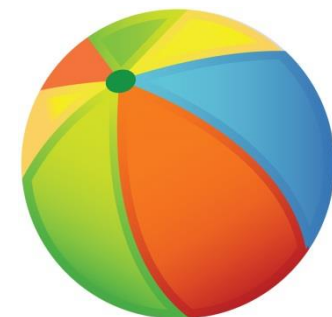
令和2年4月15日（水）～令和3年3月24日（水）

※予算額を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。

※新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間は郵送にて書類をご提出くださいますようお願いいたします。

(10) お問い合わせ先について

(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課
企業保育支援担当係



所在地

〒101-0065
千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/hoikujoseikin.html>

電話番号

03-5211-2171

受付時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時(土日祝日・年末年始除く)

2. 企業内保育施設設置相談窓口

企業内保育施設の設置に向けた留意点やポイントなどの情報提供を行い、都内に企業内保育施設設置を検討する中小企業等をサポート。

対象

子育て中の社員が働きやすい職場環境づくりに向け、**都内に**企業内保育施設設置を検討する中小企業等のご担当者

相談内容

- ・企業主導型保育施設を設置するメリットのご紹介
- ・企業主導型保育施設設置促進助成金(東京都助成金)などの支援メニューのご紹介
- ・各種関係機関のご案内 など

利用時間

平日9時～17時(12時～13時を除く)

利用方法

電話・メール
(新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、来所でのご相談は休止しています。)

問合せ先

保育施設設置相談担当 TEL 03-5211-2172

メール hoiku-soudan@shigotozaidan.or.jp

3. 共同利用情報の提供

都内の企業主導型保育施設の従業員枠等に空きのある企業からの掲載情報を募集し、ホームページで情報提供

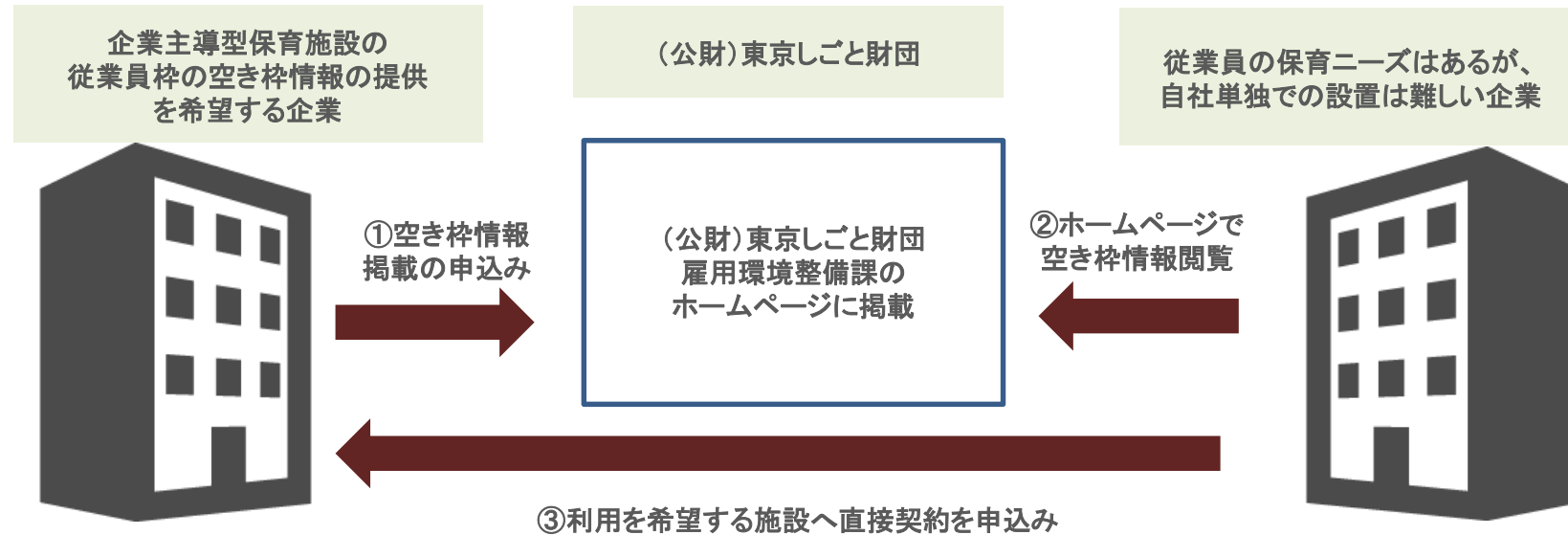
(1) 「企業主導型保育施設」の共同利用とは

「企業主導型保育施設」は、複数の企業が共同で利用することが可能。
企業主導型保育施設設置企業と共同利用を希望する企業が利用契約を締結することで、施設の従業員枠を活用できる。

共同利用の
メリット

- 育児休業中の従業員が復職しやすくなる
- 優秀な人材の採用・確保にとって有効

(2) 共同利用情報の活用方法



掲載施設の要件

1. 都内に設置された「企業主導型保育施設」で、**企業主導型保育事業（運営費）の助成決定を受けて**おり、従業員枠の空き枠情報の提供を希望すること
2. 東京都福祉保健局（八王子市内においては八王子市）に認可外保育施設の届出を行っていること

「企業主導型保育施設」共同利用情報検索ページ

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/kyodo/index.html>

4. セミナー・見学会等の開催

(1) 保育施設設置に関するセミナー

○設置支援セミナー・設立準備セミナー

国(内閣府)の「企業主導型保育事業」の概要、東京都による支援制度、設置事例等を紹介

○助成金手続きセミナー

国(内閣府)の「企業主導型保育事業」の具体的な助成金申請手続きや、申請の留意点等について解説

(2) 保育施設設置企業見学会

企業内保育施設を設置している企業を訪問し、企業の経営者等から、保育施設設置のメリットや運営における注意点等について聞く

(3) 共同利用推進セミナー

人材確保や職場定着に課題を抱える企業の経営者や人事担当者に対し、他企業が設置した企業主導型保育施設を共同利用するメリットや好事例等を紹介

(4) 共同利用マッチング会

「企業主導型保育施設」の従業員枠に空きがある企業と、他社が設置した施設の共同利用を検討中の企業とのマッチング会を開催

セミナー・見学会・マッチング会専用ホームページ

<https://tokyo-shigoto.jp/kigyouhoiku/>

